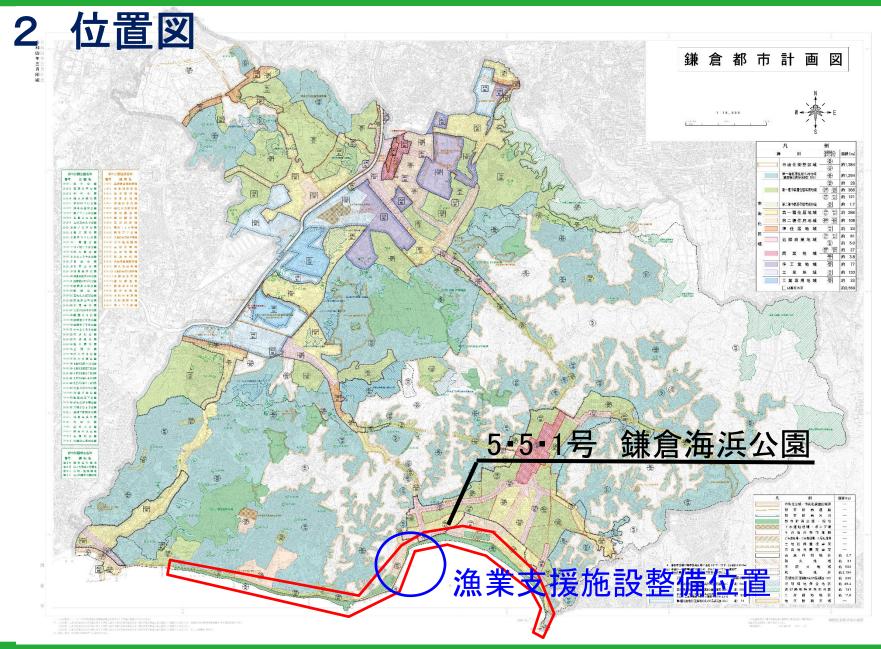
資料2-1

鎌倉地域の漁業支援施設整備に伴う 5・5・1号鎌倉海浜公園の変更について

令和4年7月25日 鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

1 主旨

本件は、鎌倉市坂ノ下付近に新たな漁業支援施設を整備することに伴い、都市計画公園(5・5・1号 鎌倉海浜公園)の一部の区域を変更するものです。



3.1 鎌倉地域の漁業について

- 鎌倉地域では、主にシラス、ワカメが陸揚げされており、陸揚量としては年間 100トン程度である。
- 現在、この地域では漁港がないことから、砂浜から出漁している状況にあるが、波浪の影響を直接受けるため、出漁時に転覆するおそれがあるほか、マリンスポーツ利用者や観光客がにぎわう場所を通行する必要があるため、一般利用者にとっても危険な状況が生じている。



出漁の様子



一般利用者との交錯状況

3.2 鎌倉漁業支援施設整備について

● 鎌倉地域の漁業の実情を鑑み、市では漁業支援施設として、今後も漁業が継続できる拠点づくりを行う計画となっている。









※現時点のイメージであり、構造や色などは設計時に詳細に検討。

4 上位計画・関連計画

●都市計画決定の概要

都市計画決定日(当初): 昭和31年9月24日

(最終): 令和元 年6月14日

種 別:総合公園

名 称:5-5-1号鎌倉海浜公園

面 積:約28.2ヘクタール

〇都市計画決定理由

鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客、特に、夏季の海水浴客の増加に伴い、海浜公園の要請が強いので都市計画公園として決定し、今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするもの。

- ●鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保) 第2章 鎌倉都市計画区域の都市計画の方針
 - 1 都市計画区域における都市計画の目標
 - (4)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - ①緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針 都市計画公園・緑地等については、地域の実情や社会経済の 状況を踏まえ、その必要性や配置、規模など見直しを行い、適切 に配置する。
 - ②主要な緑地の配置の方針 総合公園である5・5・1鎌倉海浜公園について、住民の休息・ 観賞・散歩・運動等総合的な利用ができるよう配置を行う。

整開保P101抜粋

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

本区域は三浦半島の基部に位置し、南は相模湾に面している。地形は、三浦層群からなる小山地と海抜 50~150m前後の丘陵からなり、風致に恵まれた緑豊かな自然環境を形成している。このため、本方針においては、鎌倉地域とその周辺部において、歴史的遺産とそれを取り巻く良好な自然環境の保全、他の地域での緑の積極的な回復と創造を図ることにより、これらを後世に伝えつつ、人間性にあふれた豊かな市民生活を営むため、居住環境の保全、レクリエーションの場の確保、防災的に見た安全性の向上、歴史的遺産の保護・保全、多様な生態系の確保及び地球温暖化防止等の観点から緑地の確保・保全や都市公園等の整備等の系統的配置を定める。

なお、都市計画公園・緑地等については、地域の実情や社会経済の状況を踏まえ、その必要 性や配置、規模の検証など見直しを行い、適切に配置する。

② 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統の配置の方針

都市の骨格を形成する緑地系統の保全を図るとともに、日常生活に身近な市街地の緑地の 保全に努め、地域の特性にあった公園・緑地の整備や緑の拡大を図る。

イ レクリエーション系統の配置の方針

- (ア) 3・2・1岩瀬下関防災公園をはじめとする住区基幹公園については、設定された住区 をもとにして、地域住民の運動・休養の場としての整備を図るものとする。
- (イ) 総合公園である5・6・1鎌倉海浜公園については、住民の休息・観賞・散歩・運動等 総合的な利用ができるような配置を行う。

- ●第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(令和2年4月) 鎌倉地域の漁業支援施設の整備を重点事業に位置付け。
- ●鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月) 鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討。
- ●鎌倉市水産業振興計画(令和2年4月) 鎌倉地域における漁業支援施設整備の必要性を示す。 検討エリアを示す。
- ●鎌倉市緑の基本計画(令和4年3月)
 - ①整備の方針
 - ・坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
 - ・鎌倉漁港の整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。
- ●鎌倉地域の漁業支援施設に係る市の方針を決定(令和3年2月) 施設整備に向けて、施設の位置・形状などの施設整備に係る基本的な 方針について決定

第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 実施計画P130,P131抜粋

◆この施策の方針内で実施する事業 (実施事業)

事業名	所管課	事業内容
事業CD: 6-1-1-2 鎌倉地域漁業支援 施設整備事業	農水課	鎌倉地域の漁業の継続及び更なる振興のため、漁業 支援施策として、船揚場・漁具倉庫等の設置に向け た調査・設計及び行政手続きを進めます。

事業CD	6-1-1-2	事業名 鎌倉地	域漁業支援施設整備	请事業						
所 管 課	農水課									
事業目標	鎌倉地域の漁業者が抱える課題の解決を図るため、漁業支援施設の整備を進めます。									
事業内容	鎌倉地域の漁業の継続及び更なる振興のため、漁業支援施策として、船揚場・漁具 食庫等の設置に向けた調査・設計及び行政手続きを進めます。									
事業工程	令和2年度	令和3年度	令和4年度	推計事業費						
	地域・関係団体への説 明及び調整	事業計画書等作成 漁港区域指定 都市計画変更	事業計画書等作成 漁港区域指定 都市計画変更	91.7 百万円						
	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
	土質調査 深浅測量 用地・斜路等設計	用地・斜路等設計 県土地利用調整条例 手続き 県公有水面埋立申請	工事積算							

- ●第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(令和2年4月) 鎌倉地域の漁業支援施設の整備を重点事業に位置付け。
- ●鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月) 鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討。
- ●鎌倉市水産業振興計画(令和2年4月) 鎌倉地域における漁業支援施設整備の必要性を示す。 検討エリアを示す。
- ●鎌倉市緑の基本計画(令和4年3月)
 - ①整備の方針
 - ・坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
 - ・鎌倉漁港の整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。
- ●鎌倉地域の漁業支援施設に係る市の方針を決定(令和3年2月) 施設整備に向けて、施設の位置・形状などの施設整備に係る基本的な 方針について決定

Ⅲ-9 部門別方針/産業環境整備の方針

(2) 漁業の振興

都市における漁業を振興するため、以下のこと を進めます。

- ・漁港や漁礁の整備・改善などによる豊かな沿岸 漁場の確保
- 鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、 漁港建設に向けた検討
- ・腰越漁港の整備を契機とした漁業による地域活性化
- ・市民や観光客等による、海産物の地域内消費を 高めるための直売システムの強化やマーケット の整備
- ・漁業との調和を保ちながら、さまざまなニーズ に対応した海や漁港の多面的な利用の推進



鎌倉市都市マスタープラン P118抜粋

5)新規成長産業の企業が事業展開しやすい 環境整備

(1) 先端産業等の支援

規模の大きな先端産業企業(医療福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、新製造技術関連、環境関連等)などについては、大船・深沢ゾーンなどにおいて交通基盤や情報基盤の整備等を行い、誘導を図ります。

(2) 中小企業、店舗等の支援

ICT*を利用した企業を始めとするSOHO *型の中小企業やハイセンスな店舗、地域資源を 活用した観光商業施設等については、深沢・腰越 ゾーンなど産業系土地利用への誘導を図り、空き 家や空き店舗、空きビルの転用等を推進します。

鎌倉らしい環境において事業展開を希望する場合には、地域の実情に応じて住宅地でも産業系の 用途を許容し、鎌倉らしい環境が損なわれないように、共存・調和に配慮した土地利用コントロール手法について検討します。

また、既存施設などを活用したSOHO*支援の 場の整備について検討します(共有デスクや会議 スペースの提供等)。

- ●第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(令和2年4月) 鎌倉地域の漁業支援施設の整備を重点事業に位置付け。
- ●鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月) 鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討。
- ●鎌倉市水産業振興計画(令和2年4月) 鎌倉地域における漁業支援施設整備の必要性を示す。 検討エリアを示す。
- ●鎌倉市緑の基本計画(令和4年3月)
 - ①整備の方針
 - ・坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
 - ・鎌倉漁港の整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。
- ●鎌倉地域の漁業支援施設に係る市の方針を決定(令和3年2月) 施設整備に向けて、施設の位置・形状などの施設整備に係る基本的な 方針について決定

4 上位計画・関連計画

5 漁業支援施設の整備

漁業と海洋性レクリエーションとの共存に加えて、巨大化・強力化する 台風から漁業を守るために、鎌倉地域には、船を安全に出し入れするのに 必要な船揚げ場、漁船を係留できる漁港、高波から海岸を護る防波堤など の漁業支援施設の整備が必要です。港が整備されれば、出漁・帰着時の浜 からの船の出し入れがなくなり、労働の軽減、事故の防止、時間の節約に なり、高齢者、女性の漁業への就労の障害を取り除けます。これにより、 政府の一億総活躍、女性の社会参画の取組に寄与できます。

漁業活動の拠点が整備され、漁業が安定して行われることによって、子どもたちが海と触れ合う体験学習の場や地域交流の場、災害が起きが 教援活動の場などとしても活用していくことができます。また、水 が発生した時には、直ちに現場まで漁船を出して救難救援活動を行いてきます。水難事故の防止に努め、被害を最小限に留めるうえでい 設は大きな役割を果たします。

腰越地域については、漁港がすでに開港しているので、これらの機 発揮し続けるため、また、施設の長寿命化を図るために機能保全計画 づく適正な維持管理を図ります。

(必要な取組)

- 鎌倉地域に漁業支援施設を整備(検討エリア図は参考資料参照)
- ・腰越漁港機能保全計画に基づく計画的な施設の維持管理

鎌倉市水産振興計画 P31,P47抜粋



- ●第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(令和2年4月) 鎌倉地域の漁業支援施設の整備を重点事業に位置付け。
- ●鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月) 鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討。
- ●鎌倉市水産業振興計画(令和2年4月) 鎌倉地域における漁業支援施設整備の必要性を示す。 検討エリアを示す。
- ●鎌倉市緑の基本計画(令和4年3月)
 - ①整備の方針
 - ・坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
 - -鎌倉漁港の整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。
- ●鎌倉地域の漁業支援施設に係る市の方針を決定(令和3年2月) 施設整備に向けて、施設の位置・形状などの施設整備に係る基本的な 方針について決定

■総合公園

鎌倉市緑の基本計画 P155抜粋

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地	
鎌倉海浜公園	S31. 9.24(当初決定)	52.5	\$41.10.20	4.15	由比ガ浜四丁目地内	外
	S41.3.2(区域変更)	31.6	S57. 6. I	4.46		
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. I	6.63		
	R元.6.14	28.2	H14. 4.26	7.0		
	(名称及び区域変更)					

【都市計画決定の理由】

・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客、特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 52.5ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。



整備の方針

坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。

鎌倉漁港の整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。

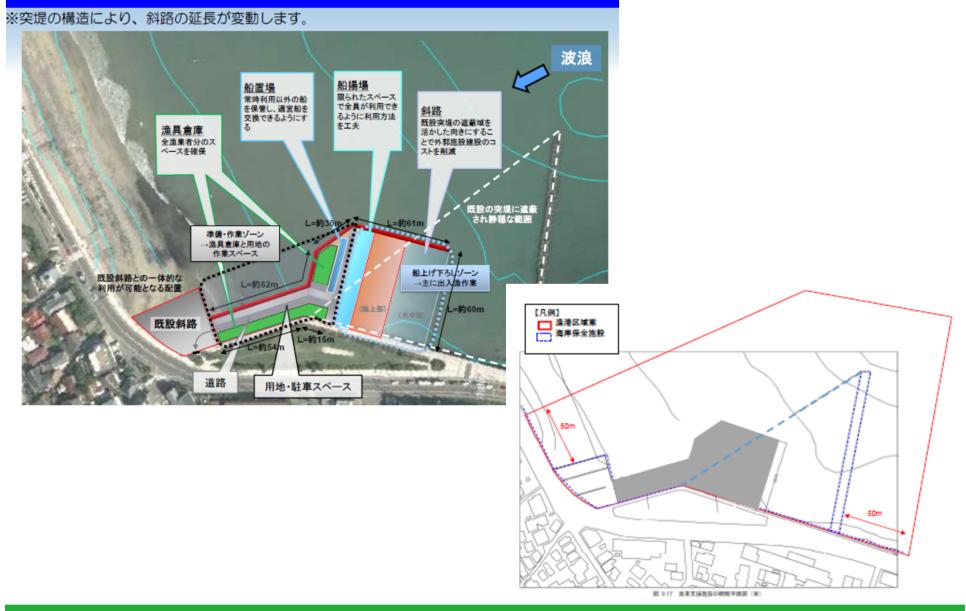
維持管理の方針

[植物管理]

本市の特徴的な海浜景観の保全や生態系の保全に配慮し、樹木・草木・芝生等を維持管理・育成する。クロマツの害虫被

- ●第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画(令和2年4月) 鎌倉地域の漁業支援施設の整備を重点事業に位置付け。
- ●鎌倉市都市マスタープラン(平成27年9月) 鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討。
- ●鎌倉市水産業振興計画(令和2年4月) 鎌倉地域における漁業支援施設整備の必要性を示す。 検討エリアを示す。
- ●鎌倉市緑の基本計画(令和4年3月)
 - ①整備の方針
 - ・坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
 - ・鎌倉漁港の整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。
- ●鎌倉地域の漁業支援施設に係る市の方針を決定(令和3年2月) 施設整備に向けて、施設の位置・形状などの施設整備に係る基本的な 方針について決定

漁業支援施設の配置・規模の検討



5 都市計画公園の変更の考え方

